

滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例

[平成14年4月1日滋賀県市町村職員研修センター条例第5号]

改正 平成15年 2月17日条例第2号
平成15年10月30日条例第5号
平成17年11月21日条例第3号
平成18年 2月17日条例第1号
平成19年 2月13日条例第1号
平成19年12月28日条例第4号
平成20年 2月29日条例第2号
平成21年 3月31日条例第5号
平成21年 5月29日条例第6号
平成21年11月30日条例第7号
平成22年 4月 1日条例第2号
平成22年11月30日条例第6号
平成23年11月30日条例第2号
平成25年 2月28日条例第1号
平成26年12月25日条例第2号
平成28年 2月 4日条例第2号
平成28年12月12日条例第3号
平成30年 2月19日条例第1号
平成31年 2月25日条例第1号
令和 2年 2月25日条例第1号
令和 2年11月30日条例第3号
令和 3年 7月29日条例第2号
令和 4年 4月 1日条例第1号
令和 5年 2月 7日条例第3号
令和 6年 2月14日条例第1号
令和 7年 2月 4日条例第1号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 給料（第2条—第9条）

第3章 手当（第10条―第25条）

第4章 雑則（第26条―第32条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基き、滋賀県市町村職員研修センター一般職の職員の給与に関する事項を定めるものとする。

第2章 給料

（給料）

第2条 給料は、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第7号。以下「勤務時間条例」という。）第8条第1項に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当および勤勉手当を除いたものとする。

（給料表）

第3条 職員の給料の月額は、給料表（別表第1）に定めるとおりとする。

（職務の分類）

第4条 職員の職務は、その複雑、困難および責任の度に基づきこれを前条の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる標準的な職務の内容は、級別職務分類表（別表第2）に定めるところによる。

（職員の職務の級の決定）

第5条 管理者は、組織に関する法令、条例、規則および規程の趣旨に従い、前条の規定に基づく分類の基準に適合するように、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、または改定することができる。

2 職員の職務の級は、前項の職員の職務の級ごとの定数の範囲内で、かつ、規則で定める基準に従い決定する。

（初任給、昇格、昇給の基準）

第6条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規則で定める初任給基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合または一の職から同じ職務の級の初任給基準を異にする他の職に移った場合における号給は、規則で定めるところにより決定

する。

- 3 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前において規則で定める日以前一年間における当該職員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が地方公務員法第29条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規則で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員を昇給させるか否かおよび昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給数を4号給とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳（規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で規則で定めるもの）を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規則で定める。
- 9 地方公務員法第22条の4に規定する定年前提任用短時間勤務職員（以下「定年前提任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前提任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前提任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、前条第2項の規定により当該定年前提任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前提任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

第7条 地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前4条の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項もしくは第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

（給料の支給）

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし、毎月1回、その月の15日以後の日のうち規則で定める日にその月の月額的全額を支給する。ただし、特に必要と認められる

場合には、月の1日から15日までおよび月の16日から末日までの各期間内の日に、その月の月額半額ずつを支給することができる。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になった場合または職員以外の地方公務員もしくは国家公務員が退職の日に職員となった場合は、その日の翌日から給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項または第2項の規定により給料を支給する場合であって、月もしくは前条ただし書に規定する各期間（以下この項において「期間」という。）の初日から支給するとき以外のとき、またはその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務時間条例第3条第1項、第4条および第5条の規定に基づく週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

5 前条および本条に定めるもののほか、給料支給の方法に関し必要な事項は規則で定める。

第3章 手当

（手当）

第10条 職員には、給料のほか、次に掲げる手当を支給する。

- (1) 管理職手当
- (2) 扶養手当
- (3) 地域手当
- (4) 住居手当
- (5) 通勤手当
- (6) 時間外勤務手当
- (7) 休日勤務手当
- (8) 管理職員特別勤務手当
- (9) 期末手当
- (10) 勤勉手当

（管理職手当）

第11条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にあるものに、その職務の特殊性に基づき支給する。

2 管理職手当の額は、前項に規定する職を占める職員（以下「管理職員」という。）の受ける給料月額100分の15を超えない範囲内で規則で定める支給割合を乗じて得た額（定年

前再任用短時間勤務職員について、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満60歳以上の父母および祖父母
- (4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 心身に著しい障害を有する者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に次のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、または死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、または死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月

(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかつた者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条 地域手当は、すべての職員に支給する。

2 地域手当の月額、給料および扶養手当の月額の合計額に、100分の8を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額16,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(規則で定める職員を除く。)に支給する。

2 住居手当の月額は、次の各号に定める職員の区分に応じて、当該各号に定める額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額とする。

(1) 月額27,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

(2) 月額27,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円)を11,000円に加算した額

3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関または有料の道路(以下この条において「交通機関等」という。)を利用してその運賃または料金(以下この項および第2項において「運賃等」という。)

を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび第3号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものおよび次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、または自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,200円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	7,100円
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	10,000円
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	12,900円
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	15,800円
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員	18,700円
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員	21,600円
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員	24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員	26,200円
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員	28,000円
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員	29,800円
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に掲げる額または前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においてはその合計額）および前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

4 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月の規則で定める日に支給する。

5 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規則で定める事由が生じた場合には、当該通勤職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。

6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給および返納に関し必要な事項は、規則で定める。

（時間外勤務手当）

第17条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。第3項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間条例第3条第2項の規定により割り振られた1週間の勤務時間（以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間（規則で定める時間を除く。）に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

3 定年前再任用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する第1項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間条例第3条第1項の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。）の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（第2項に規定する規則で定める時間を除く。）との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項および第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50

5 勤務時間条例第6条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、次の各号に掲げる時間の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第26条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する規則で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じ

た割合を乗じて得た額

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 第 26 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 50 から第 2 項に規定する規則で定める割合を減じた割合を乗じて得た額

6 第 3 項に規定する 7 時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前 2 項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第 1 号中「第 1 項に規定する規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日勤務手当)

第18条 勤務時間条例第 8 条に規定する祝日法による休日（勤務時間条例第 9 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）および勤務時間条例第 8 条に規定する年末年始の休日（勤務時間条例第 9 条第 1 項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務 1 時間につき、第26条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。これらの日に準ずるものとして規則で定める日において勤務した職員についても、同様とする。

(管理職員特別勤務手当)

第19条 管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第 3 条第 1 項の規定に基づく週休日または祝日法による休日等もしくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前 2 項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした場合にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、8,000円を超えない範囲内において

規則で定める額

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規則で定める額

4 前3項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

(期末手当)

第20条 期末手当は、6月1日および12月1日（以下この条から第22条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条および第22条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（第29条第5項の規定の適用を受ける職員および規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在）において職員が受けるべき給料および扶養手当の月額ならびにこれらに対する地域手当の合計額とする。

5 職務の級が3級以上であるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額およびこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて、100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規則で定める。

第21条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第29条第1項

- の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員
 - (3) 基準日前1箇月以内または基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
 - (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

第22条 任命権者またはその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合またはその者から聴取した事項もしくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、公務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条または第45条に規定する期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取り消しを申し立てることができる。
- 3 任命権者またはその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

- (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、任命権者またはその委任を受けた者が、一時差止処分後に判明した事実または生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 任命権者またはその委任を受けた者は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規則で定める。

(勤勉手当)

第23条 勤勉手当は、6月1日および12月1日（以下この項から第3項までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、または死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。
- (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、または死亡した職員にあっては、退職し、または死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額額ならびにこれに対する地域手当を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額
 - (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額額ならびにこれに対する地域手当の合計額とする。
- 4 第20条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第23条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合にお

いて、第21条中「前条第1項」とあるのは「第23条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第23条第1項に規定する基準日をいう。以下この条および次条第3項第3号において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（第23条第1項に規定する規則で定める日をいう。以下この条および次条第1項において同じ。）」と読み替えるものとする。

（特定の職員についての適用除外）

第24条 第6条第1項から第8項までおよび第12条、第13条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

2 第17条および第18条の規定は、管理職員には適用しない。

（手当の支給方法に関する委任）

第25条 この章に定めるもののほか、手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 雑則

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第26条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額ならびにこれに対する地域手当の合計額に12を乗じたものを、1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

（給与の減額）

第27条 職員が勤務しないときは、祝日法による休日等または年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき特に任命権者の承認があった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（会計年度任用職員の給与）

第28条 この条例の規定にかかわらず、会計年度任用職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。以下同じ。）として任用される職員の給与については、他の常勤の職員の給与との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

（休職者の給与）

第29条 職員が公務上負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項および第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、もしくは疾病にかかり、地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居

手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により地方公務員法第28条第2項第1号に該当して休職されたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当および期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。
- 4 職員が地方公務員法第28条第2項第2号に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当および住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 第2項または第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第20条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、または死亡したときは、同項の規定により規則で定める日にそれぞれ第2項または第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員についてはこの限りでない。
- 6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第21条および第22条の規定を準用する。この場合において、第21条中「前条第1項」とあるのは、「第29条第5項」と読み替えるものとする。

(専従休職者の給与)

第30条 地方公務員法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた職員には、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(給与から控除することができるもの)

第31条 地方公務員法第25条第2項の規定に基づき給与から控除することができるものは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 滋賀県市町村職員共済組合の積立貯金および貸付金償還金
- (2) 一般財団法人滋賀県市町村職員互助会の掛金
- (3) 職務の遂行において管理者が特に必要と認める組織の会費

(規則への委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(給料の半減)

- 2 当分の間、第27条の規定にかかわらず、職員が負傷（公務上の負傷および通勤による負傷を除く。）もしくは疾病（公務上の疾病および通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。）に係る療養のため、または疾病に係る就業禁止の措置（規則で定める措置に限

る。)により、当該療養のための病気休暇または当該措置の開始の日から起算して90日(規則で定める場合には、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇または当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。

3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他給料の半減に関し必要な事項は、規則で定める。

4 当分の間、職員の給料月額、当該職員が60歳(滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和5年滋賀県市町村職員研修センター条例第2号)第1条の規定による改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第11号。))に達した日後における最初の4月1日(付則第6項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級ならびに第6条第1項、第2項、第4項および第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

5 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員および常勤を要しない職員

(2) 滋賀県市町村職員研修センター職員の定年等に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第11号)第4条第1項または第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

6 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項および付則第8項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第4項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が

第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第5条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（付則第4項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第6項に規定する職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 9 付則第6項または前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第4項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 付則第6項または前2項の規定による給料を支給される職員に対する第20条第5項（第23条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料の月額」とあるのは、「給料月額と付則第6項、第8項または第9項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 11 付則第4項から前項までに定めるもののほか、付則第4項の規定による給料月額、付則第6項の規定による給料その他付則第4項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成15年2月17日条例第2号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条ならびに付則第3項、第5項および第6項の規定は、平成15年4月1日から施行する。
（平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項までもしくは第29条第1項から第3項までもしくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を 減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）

とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年3月1日（期末手当について新条例第20条第1項後段または第29条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、もしくは失職し、または死亡した日。以下この号および次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から基準日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から基準日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料および扶養手当ならびにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

(2) 継続在職期間について新条例の規定による給料月額および扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

（平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置）

3 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第20条第2項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは「3箇月以内」と、同項第1号中「6箇月」とあるのは「3箇月」と、同項第2号中「5箇月以上6箇月未満」とあるのは「2箇月15日以上3箇月未満」と、同項第3号中「3箇月以上5箇月未満」とあるのは「1箇月15日以上2箇月15日未満」と、同項第4号中「3箇月未満」とあるのは「1箇月15日未満」とする。

（委任）

4 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例の一部改正等）

5 滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成14年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に改める。

6 平成15年6月1日に育児休業をしている職員の同日に係る期末手当に関する前項の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例第7条第1項の規定の適用については、同項中「6箇月以内」とあるのは、「3箇月以内」とする。

付 則（平成15年10月30日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16年4月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「新条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項までもしくは第29条第1項から第3項までもしくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額に相当する額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当、住居手当および通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から11月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

(委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則（平成17年11月21日条例第3号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項までもしくは第29条第1項から第3項までもしくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料、扶養手当、調整手当および住居手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

付 則 (平成18年2月17日条例第1号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が付則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

3 切替日の前日において滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)およびその者が旧号給を受けていた期間(管理者の定める職員にあっては、管理者の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて付則別表第2に定める号給とする。

(職員が受けていた号給等の基礎)

4 付則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級およびその者が受けていた号給または給料月額、改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第7号。第1号において「平成21年改正条例」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与条例付則第4項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務

員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員を除く。）のうち、その職務の級が給与条例附則第4項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）からその半額（その額が10,000円を超える場合にあっては、10,000円）を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成21年改正条例付則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100分の99.34

6 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前2項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第11条第2項の規定の適用については、給与条例第11条第2項中「給料月額」とあるのは「給料月額と滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年滋賀県市町村職員研修センター条例第1号。以下「平成18年改正条例」という。）付則第5項および第6項の規定による給料の額との合計額」とする。

（平成22年3月31日までの間における給与条例の適用に関する特例）

8 平成22年3月31日までの間における給与条例第6条第4項および同条第5項ならびに第14条第2項の規定の適用については、第6条第4項中「4号給」とあるのは「3号給」と、同条第5項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」と、第14条第2項中「100分の10」とあるのは「100分の10を超えない範囲内で規則で定める割合」とする。

（規則への委任）

9 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

（滋賀県市町村職員研修センター職員の修学部分休業に関する条例の一部改正）

10 滋賀県市町村職員研修センター職員の修学部分休業に関する条例（平成17年滋賀県市町村職員研修センター条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条中「調整手当」を「地域手当」に改める。

（滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

- 11 滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第8号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「（以下この項において「調整期間」という。）を削り、「その職務に復帰した日またはその日から1年以内の昇給の時期に、昇給の場合に準じてその者の給料月額を調整し、または調整期間の範囲内でその職務に復帰するに至った日の翌日以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮する」を「規則の定めるところにより、号給を調整する」に改め、同条第2項を削る。

付 則（平成19年2月13日条例第1号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成19年12月28日条例第4号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成19年4月1日から適用する。ただし、改正後の給与条例第23条第2項第1号の規定は、同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成20年2月29日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（平成21年3月31日条例第5号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

付 則（平成21年5月29日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成 21 年 6 月の期末手当および勤勉手当を次の表の左欄に掲げる規定により算定することとした場合における当該規定に規定する割合とそれぞれ同表の右欄に掲げる規定によりこれらの手当を支給する際に現に用いられる当該規定に規定する割合との差に相当する割合に係るこれらの手当の取扱いについては、管理者は、この条例の施行後に人事院の行う平成 21 年度の期末手当および勤勉手当に係る勧告の内容等を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

付 則(平成 21 年 11 月 30 日条例第 7 号)

(施行期日)

1 この条例は、12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項までまたは第29条第1項から第3項までもしくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げ

この条例による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（平成15年滋賀県市町村職員研修センター条例第5号。以下この表において「新給与条例」という。）付則第4項の規定による読替え前の新給与条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）	新給与条例付則第4項の規定による読替え後の新給与条例第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
新給与条例付則第4項の規定による読替え前の新給与条例第23条第2項	新給与条例付則第4項の規定による読替え後の新給与条例第23条第2項

る額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。

この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員（滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第28条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるものから

これらの職員以外の職員（以下この号において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当および住居手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数（同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

(規則への委任)

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則(平成22年4月1日条例第2号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成22年11月30日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第1条中滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第2項の改正規定は平成23年1月1日から、第2条および付則第4項から第7項までの規定は同年4月1日から施行する。

(平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成22年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および第4項から第6項まで（滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成14年滋賀県

市町村職員研修センター条例第8号。付則第8項において「育児休業条例」という。)第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第29条第1項から第3項までもしくは第5項もしくは付則第4項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(滋賀県市町村職員研修センターの給与に関する条例(以下この号および付則第4項において「給与条例」という。)第28条に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)以外の者または職員であって適用される給料表ならびにその職務の級および号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄および号給欄に掲げるものであるもの(改正後の給与条例付則第4項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第1号)付則第5項の規定の適用を受けない職員に限る。)以外の職員(以下この項において「減額改定対象職員」という。)となった者(平成22年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。))にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日))において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当および住居手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日の属する月の前月までの月数(同年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の規則で定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
職員給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで

(2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者(任用の事情を考慮して規則

で定める者を除く。)に同月に支給された期末手当および勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

(平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え)

- 3 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与条例付則第4項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年条例第6号)の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

(平成23年4月1日における号給の調整)

- 4 平成23年4月1日において43歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成22年1月1日において給与条例第6条第3項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次項において「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第7号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。
(規則への委任)

- 7 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(育児休業条例の一部改正)

- 8 育児休業条例の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の2項を加える。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される育児短時間勤務職員等に関する読替え)

2 育児短時間勤務および育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員に対する滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第4項第1号から第3号までの規定の適用については、同項第1号中「号給の給料月額」とあるのは「号給の給料月額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数(以下この項において「算出率」という。)を乗じて得た額」と、「が同項の」とあるのは「が付則第2項の」と、「当該最低の号給の給料月額」とあるのは「当該額」と、「を減じた額」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額」と、同項第2号および第3号中「給料月額」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額」と、「給料月額に」とあるのは「給料月額を算出率で除して得た額に」と、「給料月額減額基礎額」とあるのは「給料月額減額基礎額を算出率で除して得た額」とする。

3 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第21条の規定の適用については、同条中「第26条」とあるのは、「付則第6項」とする。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

9 滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の1項を加える。

(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に関する読替え)

2 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例付則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員に対する第14条第3項の規定の適用については、同項中「第26条」とあるのは、「付則第6項」とする。

付 則(平成25年2月28日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成24年10月1日から適用する。

付 則(平成26年12月25日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条ならびに付則第5項から第8項までの規定は、平成27年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第23条第2項および付則第7項の改正規定を除く。)による改正後の給与条

例の規定は平成26年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項および付則第7項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

（適用日前の異動者の号給調整）

- 3 平成26年4月1日（以下「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

- 4 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払いとみなす。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員および管理者の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、管理者の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 6 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

- 7 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 8 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

9 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則(平成28年2月4日条例第2号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則(平成28年12月12日条例第3号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

2 第1条の規定(滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)第23条第2項および付則第22項の改正規定を除く。)による改正後の給与条例の規定は平成28年4月1日から、第1条の規定(給与条例第23条第2項および付則第22項の改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定は同年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与(滋賀県市町村職員研修センターの給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年滋賀県市町村職員研修センター条例第2号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)付則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例付則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(扶養手当に関する特例措置)

4 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の給与条例第12条第3項および第13条の規定の適用については、同項中「前項第1号および第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」とあるのは「前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者が不在の場合にあつては、そのうち1人については10,000円）、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者および扶養親族たる子が不在の場合にあつては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合または職員に第1号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者が不在ときは、その旨を含む。）」と、同項中「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」とあるのは「(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子または前条第2項第3号もしくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）」と、その次に次の「(3) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）」並びに「(4) 扶養親族たる子または扶養親族たる父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）」を加え、同条第3項中「においては、その」とあるのは「または扶養手当を受けている職員について第1項第3号もしくは第4号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定ならびに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて配偶者および扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者または扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定および扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であつて扶養親族た

る子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」とする。

(規則への委任)

5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則 (平成30年2月19日条例第1号)

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条ならびに付則第4項から第7項までの規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与 滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成26年滋賀県市町村職員研修センター条例第2号。以下この項において「平成26年改正条例」という。)付則第6項から第8項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例付則第6項から第8項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(平成30年4月1日における号給の調整)

4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員(同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。)のうち、平成27年1月1日において滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第6条第3項の規定により昇給した職員(同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員を除く。)その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。次項および第7項において「育児休業法」という。)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第7号)第2条第2項の規定

により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

6 前項の規定は、育児休業法第17条の規定による勤務をしている職員について準用する。

7 育児休業法第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）に対する第4項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額、当該号給に応じた額に、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（規則への委任）

8 付則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（平成31年2月25日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（令和2年2月25日条例第1号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および附則第4項の規定は、令和2年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第23条第2項第1号の改正規定を除く。）による改正後の給与条例の規定は

平成31年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条の規定による改正後の給与条例の規定を適用する場合には、同条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（住居手当に関する経過措置）

- 4 第2条の規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）の前日において同条の規定による改正前の給与条例第15条の規定により支給されていた住居手当の月額が2千円を超える職員であつて、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。以下この項において同じ。）を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するもの（規則で定める職員を除く。）に対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第15条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額（当該住居手当に係る家賃の月額に変更があつた場合には、当該相当する額を超えない範囲内で規則で定める額。第2号において「旧手当額」という。）から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 第2条の規定による改正後の給与条例第15条第1項に該当しないこととなる職員

(2) 旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第15条第2項の規定により算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2千円を超えることとなる職員

- 5 前項に定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（規則への委任）

- 6 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する経過措置）

- 7 この条例の施行日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「旧地方公務員法」という。）第16条第1号に該当して旧地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当および勤勉手当の支給については、この条例による改正後の第20条第1項および第4項、第21条第2号（同条例第23条第5項および第29条第6項において準用する場合を含む。）、第23条第1項および第2項第1号ならびに第29条第5項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

付 則（令和3年7月29日条例第2号）

この条例は、令和3年8月1日から施行する。

付 則（令和4年4月1日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下この項において「給与条例」という。）第20条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）および同条第4項から第6項まで（滋賀県市町村職員研修センター職員の育児休業等に関する条例（平成14年滋賀県市町村職員研修センター条例第8号）第16条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第29条第1項から第3項までまたは同条第5項の規定にかかわらずこれらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日における次の各号に掲げる職員（給与条例の適用を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項または第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員

127.5分の15

(2) 再任用職員 72.5分の10

（規則への委任）

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（令和5年2月7日条例第3号）

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および付則第4項から第11項までの規定は、令和5年4月1日から施行する。

2 第1条の規定（滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第23条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は令和4年4月1日から、第1条の規定（給与条例第23条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は

令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(勤務延長に関する経過措置)

- 4 第2条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例(以下「新給与条例」という。)付則第4項から第11項までの規定は、地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第3条第5項または第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

- 5 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。)(新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新地方公務員法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))であるものとした場合に適用される給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 6 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

- 7 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給与条例第3条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、給与条例第5条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、滋賀県市町村職員研修センター職員の勤務時間、休暇等に関する条例(以下「勤務時間条例」という。)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条第2項、第17条第3項の規定を適用する。
- 9 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第20条第3項の規定を適用する。
- 10 新給与条例第23条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項もしくは第2項または第6条第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員および暫定再任用職員」とする。
- 11 給与条例第6条第1項、第4項および第6項から第8項まで、第12条、第13条、第15条ならびに新給与条例第6条第3項および第5項の規定は暫定再任用職員には、適用しない。

(規則への委任)

- 12 前各項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則（令和6年2月14日条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第20条第2項および第3項ならびに第23条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は令和5年4月1日から、第1条の規定（給与条例第20条第2項および第3項ならびに第23条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例の規定は令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

付 則（令和7年2月4日条例第1号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から、第3条の規定は、令和7年6月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において改正後の給与条例別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

5 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5)心身に著しい障害を有する者」とあるのは「(5)心身に著しい障害を有する者

(6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条改正後の給与条例第14条第2項の規定の適用については、同条第2項中「100分の8」とあるのは「100分の9」とする。

（刑法等の一部を改正する法律等の改正規定の適用に係る経過措置）

7 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）および刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）ならびにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第3条の規定による改正後の滋賀県市町村職員研修センター職員の給与に関する条例第22条第1項（第1号に係る部分に限る。）および第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

付則別表

旧号給	新号給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8

職員の給与に関する条例

2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0
3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4

職員の給与に関する条例

67	63	59	59	55
68	64	60	60	56
69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	66
79	75	71	71	67
80	76	72	72	68
81	77	73	73	69
82	78	74	74	70
83	79	75	75	71
84	80	76	76	72
85	81	77	77	73
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90			
95	91			
96	92			
97	93			
98	94			
99	95			
100	96			
101	97			
102	98			
103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			

113	109			
-----	-----	--	--	--

別表第1（第3条関係）

職員給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	

職員の給与に関する条例

27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700

職員の給与に関する条例

62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			

職員の給与に関する条例

	97		300,300	349,800			
	98		300,600	350,200			
	99		301,000	350,600			
	100		301,400	351,000			
	101		301,600	351,500			
	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			
	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

備考 この表は、すべての職員に適用する。ただし、第 28 条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

級別職務分類表

職員給料表級別職務分類表

職務の級	標準職務
1 級	主事の職務
2 級	(1) 相当高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事の職務 (2) 主任主事の職務
3 級	(1) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主任主事の職務 (2) 主査の職務 (3) 困難な業務または高度の知識経験を必要とする業務を行う主査の職務 (4) 副主幹の職務
4 級	主幹の職務
5 級	(1) 事務局次長の職務 (2) 参事の職務
6 級	事務局長の職務

付則別表第1 職務の級の切替表（付則第2項関係）

給料表	旧 級	新 級
	1 級	1 級

職員の給与に関する条例

職員給料表	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級

付則別表第 2 旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である職員以外の職員の号給の切替表（付則第 3 項関係）

職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	経過期間	旧 級							
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1	3 月未満			1	1	5	1	1	1
	3 月以上 6 月未満			2	1	6	1	1	1
	6 月以上 9 月未満			3	1	7	1	1	1
	9 月以上 12 月未満			4	1	8	1	1	1
	12 月以上			5	1	9	1	1	1
2	3 月未満	1	25	5	1	9	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	2	26	6	2	10	1	1	1
	6 月以上 9 月未満	3	27	7	3	11	1	1	1
	9 月以上 12 月未満	4	28	8	4	12	1	1	1
	12 月以上	5	29	9	5	13	1	1	1
3	3 月未満	5	29	9	5	13	1	1	1
	3 月以上 6 月未満	6	30	10	6	14	2	1	1
	6 月以上 9 月未満	7	31	11	7	15	3	1	1
	9 月以上 12 月未満	8	32	12	8	16	4	1	1
	12 月以上	9	33	13	9	17	5	1	1
4	3 月未満	9	33	13	9	17	5	1	1
	3 月以上 6 月未満	10	34	14	10	18	6	2	1
	6 月以上 9 月未満	11	35	15	11	19	7	3	1
	9 月以上 12 月未満	12	36	16	12	20	8	4	1
	12 月以上	13	37	17	13	21	9	5	1

職員の給与に関する条例

5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31
	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37

職員の給与に関する条例

	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44
	12月以上	39	81	61	53	65	53	49	45
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58
	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61
20	3月未満			77	62	81	69	65	61
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64
	12月以上			81	63	85	73	69	65
21	3月未満			81	63	85	73	69	65
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68
	12月以上			85	65	89	77	73	69
22	3月未満			85	65	89	77	73	
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74	
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75	
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76	
	12月以上			89	67	93	81	77	
23	3月未満			89	67	93	81		
	3月以上6月未満			90	67	94	82		

職員の給与に関する条例

	6月以上9月未満		91	68	95	83		
	9月以上12月未満		92	68	96	84		
	12月以上		93	69	97	85		
24	3月未満		93	69	97	85		
	3月以上6月未満		94	70	98	86		
	6月以上9月未満		95	71	99	87		
	9月以上12月未満		96	72	100	88		
	12月以上		97	73	101	89		
25	3月未満		97	73	101			
	3月以上6月未満		98	73	102			
	6月以上9月未満		99	74	103			
	9月以上12月未満		100	74	104			
	12月以上		101	75	105			
26	3月未満		101	75	105			
	3月以上6月未満		102	75	106			
	6月以上9月未満		103	76	107			
	9月以上12月未満		104	76	108			
	12月以上		105	77	109			
27	3月未満		105	77				
	3月以上6月未満		106	78				
	6月以上9月未満		107	79				
	9月以上12月未満		108	80				
	12月以上		109	81				
28	3月未満		109	81				
	3月以上6月未満		110	82				
	6月以上9月未満		111	83				
	9月以上12月未満		112	84				
	12月以上		113	85				
29	3月未満		113					
	3月以上6月未満		114					
	6月以上9月未満		115					
	9月以上12月未満		116					
	12月以上		117					
30	3月未満		117					
	3月以上6月未満		118					
	6月以上9月未満		119					
	9月以上12月未満		120					
	12月以上		121					
31	3月未満		121					
	3月以上6月未満		122					
	6月以上9月未満		123					
	9月以上12月未満		124					
	12月以上		125					
32	3月未満		125					
	3月以上6月未満		125					
	6月以上9月未満		125					

職員の給与に関する条例

9月以上12月未満			125					
12月以上			125					